

第12回 生野区 持続可能なまちづくり 活動支援事業

【募集要項】

【担当・書類の提出先】

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

大阪市生野区役所 地域まちづくり課（区役所4階 44番窓口）

担当：森・中西

Tel 06-6715-9010 Fax 06-6717-1163 E-mail to0002@city.osaka.lg.jp

1. 趣旨

人口減少、少子高齢化、空き家率の上昇、製造業企業数の減少など、まちの活力が失われていくことが懸念される中、大規模災害、犯罪などさまざまな危機事象に対応できるまちづくりが課題となっています。行政の資源やノウハウ等が限られている中で、公共サービスに対する市民ニーズに的確かつ持続的に応えていくためには、多様な主体（とくに民間企業・事業者）に力を発揮していただくことが必要です。

また、生野区は「ものづくりのまち」であり、数多くの歴史的遺産にも恵まれ、コリアタウンに象徴される国際色にあふれた魅力的な地域があるにもかかわらず、こういった地域資源が効果的に活用されているとはいえない。まちの活力を取り戻すため、区内外の方々にとって住みたい、住んでよかったです魅力あるまちと思っていただけるよう、新たな地域社会の担い手をつくり、持続的な活動を行える仕組みを構築するため、企業、NPO、大学、市民団体などの、多様な民間の皆様と行政とが対話を通じて連携を深め、それぞれの持つアイデアやノウハウ、資源などを活用していくことをめざします。

2. 事業概要について

《事業概要》

生野区役所は、「居場所」と「持ち場」のあるまちの実現を市民協働によりめざすため、生野区内の現況と課題を踏まえて取り組むまちづくり活動を支援し、多様な協働による地域社会づくりを促進します。

《新規認定事業数》 3団体程度

《対象となる事業》

生野区における様々な地域社会に存在する課題を解決すべく、地域社会に変化を与える事業であって、次の項に該当するものを選定します。

（1） 安全・安心を感じて暮らせるまちづくり

① 災害に備えて

- ・ 地域自主防災力の強化につながる取り組み
- ・ 災害発生時の的確な対応につながる取り組み
- ・ 空き家や老朽住宅等への対策に向けた取り組み

② 犯罪・事故の防止に向けて

- ・ 犯罪の防止につながる取り組み
- ・ 事故の防止につながる取り組み

③ ずっと安心して暮らせる環境づくり

- ・ すべての世代の健康づくりに向けた取り組み
- ・ 身近な見守り・支えあいにつながる取り組み

- ④ ひとりも取りこぼさない支援を
 - ・ 支援が必要な方や課題を持つすべての方への隙間のない支援につながる取り組み
 - ・ 貧困の連鎖を断ち切るための支援につながる取り組み
- ⑤ すべての人々の人権を互いに尊重し認め合える環境づくり
 - ・ 人々の多様性を尊重し、認めあえる環境づくりにつながる取り組み
 - ・ 多文化共生に向けた取り組み

(2) 子育てにやさしく、教育につよいまちづくり

- ① 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり
 - ・ ライフステージに応じた子育て支援の充実に向けた取り組み
 - ・ 子育てが楽しくなるまちづくりにつながる取り組み
- ② 未来を生き抜く力の育成
 - ・ 次世代の学校づくりにつながる取り組み
 - ・ まちの教育力を上げる取り組み

(3) いどり豊かな魅力のあるまちづくり

- ① 地域資源から魅力資源へ
 - ・ ものづくりの伝統を守り、受け継がれるための支援につながる取り組み
 - ・ 空き家の利活用による新たな魅力づくりにつながる取り組み
 - ・ まちの魅力資産の再発見につながる取り組み
- ② 生野シティプロモーション～来たい、住みたい、住み続けたいまちへ
 - ・ 区民のわがまち意識を育てる取り組み
 - ・ 生野のまちをプロモートする取り組み

(4) 地域社会における住民自治の拡充

- ・ 地域コミュニティの活性化につながる取り組み
- ・ 地域課題解決に向けた活動の活性化につながる取り組み
- ・ 多様な主体による協働（マルチパートナーシップ）の推進に向けた取り組み
- ・ 多様な市民活動への支援の充実に向けた取り組み

(5) その他として（1）～（4）以外で生野区のまちづくりに寄与する取組み

3. 支援内容について

《支援内容》

生野区役所では、次の項目について支援します。

- 「生野区持続可能なまちづくり活動支援事業」に認定します。
- 認定証を発行し、生野区ホームページ・広報紙などで周知します。

- 事業内容について区役所と情報共有したうえで、区役所館内での認定事業の広告（紙、電子等）の掲載、認定事業に関するアンケートなどを許可します。
- 事業認定された団体・グループの構成員が認定事業の関係で区役所庁舎内における会議室（電子ホワイトボード、プロジェクターの利用を含む）を利用する場合は、平日の開庁時間内（窓口時間の延長を除く）に限り、使用することができます。ただし、事業認定された団体・グループの構成員以外の方が参加する会議やイベント等では会議室を使用することはできません。
- 支援実施年度の1～2月頃に認定事業の進捗にかかる事業報告会を実施します。
- 区内公共施設でのチラシ配架等について、施設との連絡調整をサポートします。

《支援期間》

令和8年4月1日から令和9年3月31日

本支援の有効期間は、1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、両者の意思を確認し、延長の申し入れがある場合は、有効期間が満了する日から1年間この協定を更新し、最長3年間〔2回更新〕までとする。

※事情変更により、当該事業を終了する場合を除く。

4. 応募方法等について

《応募対象》

次の基準の全てに該当した事業であること。

- (1) 「2.事業概要について」に示す《対象となる事業》に該当する事業であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした事業でないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと。
- (3) 営利を目的とした事業でないこと。
- (4) その他、公共の福祉に反する事業でないこと。

《応募資格》

- (1) 過去に本事業の認定を受けていない団体・グループであること。
- (2) 生野区内で活動する5人以上で構成された団体・グループであること。
- (3) 応募するにあたっては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する団体でないこと。
- (6) 法人格を有していない団体（任意団体）で申請される場合は、次の要件を満たしていること。

- 構成員のうち親族（夫婦や三親等以内の親族）が3分の1以下であること。
- 民主的運営が行われていること。
- 団体会則等があること。

《事業報告会》

下記のとおり、今年度の認定事業者による活動報告会を実施しますので、応募される場合は見学するなど、応募の参考としてください。

- ① 日 時： 令和8年2月10日（火）午後2時00分～
- ② 場 所： 生野区役所6階 604・605会議室
- ③ 申込方法： 電話にて生野区役所地域まちづくり課（06-6715-9010）まで参加希望の旨を連絡
- ④ 申込期間： 1月29日（木）～2月6日（金）
- ⑤ 定 員： 15名（先着順）（1申込み3名まで）
- ⑥ その 他： 応募する場合の活動報告会への参加は、必須ではありません。

《質問事項》

質問がある場合は、令和8年2月13日（金）午後5時30分までにEメールにて「件名」の始めに「【生野区持続可能なまちづくり活動支援事業質問】」と明記して、表面記載のアドレス（to0002@city.osaka.lg.jp）まで送信してください。口頭または電話による申し込みは受け付けません。また、締め切り以降の質問は受け付けません。

受け付けた質問については、令和8年2月18日（水）〔予定〕に生野区ホームページに掲載することにより回答します。

《応募方法》

● 提出書類

- 生野区持続可能なまちづくり活動支援事業 参加申込書（別紙1-1）
- 事業提案資料（必要に応じて、イメージ図等の参考資料を追加すること）（別紙1-2）
- 登記簿謄本、又は登記事項全部証明書（但し、提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可）、若しくは法人格を有していない団体（任意団体）にあっては規約等に相当する書類
- 役員等の名簿（構成員が5人以上であることを確認できるもの）
- 誓約書（別紙1-3）

《提出方法》

- 上記を書面にて持参、又は郵送により提出すること
- 事業提案資料については、書面にて4部提出すること

《応募書類提出期間》

令和8年1月26日（月）～令和8年2月24日（火）

本市の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時30分まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、事前に連絡すること。

《提出先及び問合せ先》

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

大阪市生野区役所 地域まちづくり課（区役所4階 44番窓口）

担当：森・中西

Tel 06-6715-9010 Fax 06-6717-1163 E-mail to0002@city.osaka.lg.jp

《プレゼンテーション》

日 時： 令和8年3月6日（金）14：00

場 所： 生野区役所 604・605会議室

その 他： 事業提案に基づいたプレゼンテーション

（説明時間等は別途通知します）

《参加者の通知等》

プレゼンテーション参加通知は、令和8年2月27日（金）付で交付し、指名された申出者については、その理由を付した通知書を交付します。

5. 選考について

- 学識経験者等で構成する「選定会議」において、申請団体より提出された企画提案書及びプレゼンテーションにて提案された内容を審査します。
- 審査内容としては、『実現性、変革性（新規性、革新性、独自性）、地域性・公益性・経営面、地域活性化への波及効果』などを審査します。

選考基準は次のとおり。

審査項目	審査内容	配点
① 地域性・公益性	提案した事業内容は、現在の生野区の地域課題への解決に向けたニーズにマッチしているか。また、公益性を有しているか。【地域ニーズ・地域性・公益性】	10点
② アピールポイント	提案した事業内容から生野区をどう良くしたいのかなどの事業への思いはどのようなものかが汲み取れるか。【ミッション・アピールポイント】	20点
③ 実現性	提案した事業内容は、実現可能な提案となっているか。【計画実現性・組織体制】	20点
④ 変革性	提案した事業内容は、他の類似事業と差別化されたものであり、新規性、独自性、革新性を持っているか。【新規性、独自性、革新性】	20点
⑤ 経営面	課題解決に向けた取り組み方法は、費用面・体制面で持続可能な提案となっているか。【経営面・持続性】	10点
⑥ 波及性	提案した事業内容は、地域の活性強化への波及が期待できるか。【地域活性化への波及効果】	20点
合 計		100点

◆100点満点で評価します。ただし、その評価点数が全委員の平均で60点に満たない場合は、選考対象としません。

◆評価点数が全委員の平均で 60 点以上の事業が 3 事業を超える場合は、評価点数の平均が最上位から高得点順に 3 事業を認定します。

- 審査（プレゼンテーション）は公開とします。なお、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

《失格事項》 次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- その他不正行為があった場合

6. その他

- 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、隨時報告すること。
- 生野区広報紙による広報は、必ず記事を掲載できるものではなく、紙面の都合等で掲載されない場合があります。
- 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- 提出された提案書、実施に関わり提出された書類は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例 3 号）」の規定に基づき、非公開情報（個人情報、「法人の正当な理由を害する情報等」）を除いて、情報公開の対象となります。
- 応募者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、『生野区持続可能なまちづくり支援事業』認定を取り消します。
- 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。